

高齢者虐待防止のための指針

株式会社 Cheerful

チアフル訪問看護事業所
チアフル訪問介護事業所
チアフル居宅介護支援事業所

第 1 条 事業所における高齢者虐待防止に関する基本的考え方

当ステーションは、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」を踏まえ、サービス提供にあたって身体的、精神的な虐待が起きることのないよう、この指針を定め、全ての職員は本指針に従ってサービスを提供する。

第 2 条 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する事項

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、下記の(1)に掲げる役割を果たすため、虐待防止委員会を設置する。

(1) 委員会の役割

- ア.虐待防止のための指針等の整備
- イ.虐待防止を目的とした年1回以上の職員研修の企画・推進
- ウ.虐待の防止に関する担当者の選定(委員より選任する)
- エ.虐待予防、早期発見に向けた取り組み
- オ.虐待が発生した場合の対応
- カ.虐待の原因分析と再発防止策の検討

(2) 構成員

参加職種・人数に決まりはないが、管理部門や虐待防止担当者は必須。

(3) 委員会の開催頻度と記録

- ア.委員会は年1回開催する。
- イ.虐待の発生又は発生が疑われる場合は、その都度開催する。
- ウ.委員会の会議内容を記録する。

第 3 条 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

- ア.虐待防止を目的とした職員研修を、原則年1回以上及び職員採用時に実施する。
- イ.研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。
- ウ.研修の内容は、開催日時、出席者、研修項目を記録し、保管しておく。

第 4 条 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- ア.虐待等が発生又は発生した疑いがある場合は、直ちに委員会を開催し、客観的な事実確認を行う。
- イ.虐待の事実を把握した場合において、緊急性の高い事案の場合は、行政機関及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を最優先する。
- ウ.虐待者が職員であることが判明した場合は、厳正に対処する。

エ.虐待が発生した原因と再発防止策を委員会において討議し、職員等に周知する。

第 5 条 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- ア.利用者又は家族等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応する。相談窓口は、高齢者虐待防止担当者とする。
- イ.事業所内における高齢者虐待は、外部から把握しにくいことが特徴であることを認識し、職員は日頃から虐待の早期発見に努めるとともに、高齢者虐待防止委員会及び担当者は職員に対し早期発見に努めるよう促す。

第 6 条 成年後見制度の利用支援に関する事項

入居者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援する。

第 7 条 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

- ア.虐待等の苦情相談は、苦情受付担当者は受け付けた内容を管理者に報告する。
- イ.苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報の取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処する。
- エ.対応の結果は相談者に報告する。

第 8 条 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

当指針は、入居者及び家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上に公表する。

第 9 条 その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、入居者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努める。

本指針は、2023 年 6 月 1 日より施行する
改正後の指針は 2025 年 2 月 1 日から施行する
改正後の指針は 2025 年 5 月 1 日から施行する